

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金のご案内

専用住宅及び事業所等で浄化槽を設置する本体工事に対して補助金を交付しております。

専用住宅とは、主に居住を目的とする住宅で、店舗等併用住宅又は賃貸住宅一戸建建売り住宅をいい、事業所等とは集会施設や商工業及び医療福祉等の事業を運営するために必要な全ての施設をいいます。

補助制度の概要は以下のとおりです。

※令和8年度から浄化槽整備事業費補助金に関する担当課が建設管理課から生活環境課に変更となりました。また、交付要綱が一部改正となりました。

・ 区域や従前の生活排水処理状況、その他条件により、補助対象とならない場合もありますので、**申請の前に必ず生活環境課へお問い合わせください。**

・ 浄化槽の人槽は、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」により算定しますが、**実情に添わない場合には、同基準の2. 建築用途別処理対象人員算定基準に定めるただし書きに基づき、住宅の延べ面積のみではなく、使用状況に応じた適正な人槽を設置していただきます。**

◎補助金交付対象区域

公共下水道処理区域のうち下水道法第4条第1項に基づく事業認可区域及び集落排水事業等の整備区域を除いた区域。

◎専用住宅に設置する浄化槽の補助金交付対象

専用住宅に浄化槽を設置するもの（販売の目的で建築する専用住宅にあつては、その専用住宅を取得する者）に対し、**予算の範囲内で補助金を交付します。**

※補助金の**交付申請前に工事着手した場合は交付対象外となりますので、着手の一ヶ月前には交付申請書を提出**してください。

◎事業所等に設置する浄化槽の補助金交付対象

集会施設や商工業及び医療福祉等の事業を運営するために必要な全ての施設に対し、**予算の範囲内で補助金を交付します。**

※補助金の**交付申請前に工事着手した場合は交付対象外となりますので、着手の一ヶ月前には交付申請書を提出**してください。

◎補助金交付対象外

- ①建築基準法第6条第1項に基づく確認又は浄化槽法第5条第1項に基づく届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者。
- ②専用住宅及び事業所等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- ③当該事業年度の前年度以前に既に浄化槽を設置済みである者。
- ④当該事業年度内に浄化槽の使用開始ができない者。
- ⑤浄化槽法第21条第1項の規定による知事の登録を受けていない浄化槽工事業者の設置工事により浄化槽を新設させた者
- ⑥浄化槽を更新する者（但し、専用住宅にあつては災害による浄化槽の更新は除く。）
- ⑦宅内配管設備において、下水道排水設備の設置指針を順守しない者
- ⑧国・県・市等の他の補助金を活用して浄化槽を設置するもの。
- ⑨市税等を滞納している者
- ⑩市長が不相当と認めた者。

◎補助金の限度額

補助金の限度額は次のとおりです。

| 区 分 | 専用住宅 | 事業所等 | 備 考 |
|----------------|---------------|----------------|---|
| 5人槽 | 41万4千円 | | |
| 6～7人槽 | 47万4千円 | | |
| 8～10人槽 | 66万円 | | |
| 11～20人槽 | | 100万2千円 | |
| 21～30人槽 | | 154万5千円 | |
| 31～50人槽 | | 212万9千円 | |
| 51人槽以上 | | 242万9千円 | |
| 単独処理浄化槽 撤去費 | 15万円 | | 同一敷地内において、浄化槽の設置に伴い必要となる既設の専用住宅、事業所等、集会施設に設置された単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去費用及び宅内配管工事に要する費用。 ただし、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を全て撤去した場合に限る。 |
| くみ取り槽 撤去費 | 12万円 | | |
| 宅内配管工事費 | 33万円 | | |

◎嵩上げ制度の補助対象区域と補助額（専用住宅のみ）

公共下水道処理区、集落排水事業等の整備区域を除いた区域に浄化槽を設置する補助対象者については、嵩上げ補助金を補助限度額に加算して交付します。

ただし、工事精算額が標準工事費を上回る場合は嵩上げ加算限度額とし、工事精算額が標準工事費を下回る場合は下回った額を減じた額とします。

| 人槽区分 | 標準工事費 (国が定めた標準工事費) | 補 助 金 | | |
|------|-----------------------|--------|-----------|---------|
| | | ①補助限度額 | ②嵩上げ加算限度額 | ③補助金合計 |
| 5人槽 | 97万8千円 | 41万4千円 | 20万8千円 | 62万2千円 |
| 7人槽 | 118万8千円 | 47万4千円 | 26万円 | 73万4千円 |
| 10人槽 | 166万8千円 | 66万円 | 36万1千円 | 102万1千円 |

(補助金の算定)

$$\text{補助金額③} = \text{補助限度額①} + \text{嵩上げ補助額②}$$

(嵩上げ補助②) = [標準工事費 < 精算工事費 (放流ポンプ設置工事費を除く)] 嵩上げ加算限度額を支給

(嵩上げ補助②) = [標準工事費 > 精算工事費 (放流ポンプ設置工事費を除く)] 嵩上げ加算限度額 - 差額

【計算例1】5人槽の浄化槽の設置工事の精算工事費が1,000,000円の場合

① 補助限度額 = 414,000円

② 嵩上げ加算額

$$\text{標準工事費 } 97.8 \text{ 万円} < \text{精算工事費 } 100 \text{ 万円 (千円未満切捨て)}$$

$$20.8 \text{ 万円 (嵩上げ加算限度額)}$$

③ 補助金合計 = ① + ②

$$414,000 \text{ 円} + 208,000 \text{ 円} = 622,000 \text{ 円}$$

$$\text{※自己負担} = 100 \text{ 万円} - 62.2 \text{ 万円} = 37.8 \text{ 万円}$$

【計算例2】5人槽の浄化槽の設置工事の精算工事費が900,000円の場合

① 補助限度額 = 414,000円

③ 嵩上げ加算額

$$\text{標準工事費 } 97.8 \text{ 万円} > \text{精算工事費 } 90 \text{ 万円 (千円未満切捨て)}$$

$$20.8 \text{ 万円} - (97.8 \text{ 万円} - 90 \text{ 万円}) = 13.0 \text{ 万円}$$

③ 補助金合計 = ① + ②

$$414,000 \text{ 円} + 13.0 \text{ 万円} = 54.4 \text{ 万円}$$

$$\text{※自己負担} = 90 \text{ 万円} - 54.4 \text{ 万円} = 35.6 \text{ 万円}$$

◎浄化槽の維持管理

浄化槽を使用される方は、点検業者による定期的な保守点検や清掃に加えて、指定検査機関（公益財団法人 秋田県総合保健事業団）による法定検査を毎年受けることが義務づけられております。必ず受験してください。（受験しない場合、勧告や命令を受けることがあり、命令違反には罰則が適用されます。）

◎申請書等様式

- 交付申請書
- 変更承認申請書
- 住宅等売却届出書
- 実績報告書
- 補助金請求書
- 浄化槽法定検査遵守誓約書
- 納税等状況調査同意書
- 財産処分承認申請書
- 交付申請取り下げ届

由利本荘市市民生活部生活環境課
電話 24 - 6253